

酒田市クリーンセンター等し渣洗砂運搬業務委託【単価契約】

仕様書

酒田市クリーンセンター等し渣洗砂運搬業務委託【単価契約】仕様書

1 適用

本仕様書は、酒田市クリーンセンター等し渣洗砂運搬業務委託に適用し、業務を適正に行うために必要な事項を定めたものである。

2 件名

酒田市クリーンセンター等し渣洗砂運搬業務委託【単価契約】

3 履行場所

酒田市クリーンセンターほか

4 委託（積込み）場所

(1) し渣

①酒田市クリーンセンター (酒田市東泉町二丁目1番地の1)

(2) 洗砂

②酒田市クリーンセンター (酒田市東泉町二丁目1番地の1)

③浜田中継ポンプ場 (酒田市浜田二丁目10番22号)

④若浜中継ポンプ場 (酒田市若浜町18番11号)

⑤船場町中継ポンプ場 (酒田市船場町二丁目1番27号)

⑥家際雨水ポンプ場 (酒田市東泉町二丁目19番地の1)

5 委託期間

委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 業務内容

(1) 酒田市クリーンセンターから排出されるし渣の運搬

(2) 酒田市クリーンセンター、浜田中継ポンプ場、若浜中継ポンプ場、船場町中継ポンプ場及び家際雨水ポンプ場から排出される洗砂の運搬

7 委託料の支払い

委託料は、各月ごとに発生する運搬量（実績）に委託単価を乗じて算出される金額とし、毎月支払うものとする。

受託者は、委託者が行う検査に合格したあとに委託料を請求できるものとし、委託者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

なお、委託単価について、し渣は1袋（10kg/袋）当たり、洗砂は1台（4トン積ダンプトラック）当たりの単価とする。

8 予定運搬数量及び運搬物の形状

- (1) し渣：7,020袋/年（10kg/袋）（週3回程度、1回あたり40～50袋）
- (2) 洗砂：約20台/年

※ 予定数量は、見込みであり、下水処理水量により数量に増減が生じる場合がある。

9 搬出先

- (1) し渣：酒田地区広域行政組合ごみ処理施設（酒田市広栄町三丁目133番地）
- (2) 洗砂：酒田市民部環境衛生課新林最終処分場（酒田市浜中字新林1666番外）

10 資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）上の許可（一般廃棄物収集運搬業）を有していること。

11 運搬車両

- (1) し渣：酒田市から許可を受けたパッカー車を使用すること。
- (2) 洗砂：4トン積ダンプトラック（オペレータ付）とすること。

12 法令の遵守

- (1) 受託者は、廃棄物処理法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、当該業務を再委託してはならない。ただし、委託者から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

13 報告書の提出及び検収

受託者は、各月ごとの報告書を各月の業務終了後10日以内に提出しなければならない。また、委託者からの検査を受けること。

14 業務遂行上の注意

- (1) 受託者は、業務中に不慮の事故に遭遇した場合は、速やかに対処するとともに委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、運搬数量に関わる事務連絡について、委託者又は下水道施設運転管理業務受託業者と密接に連絡を取り合い、業務に支障をきたすことがないようにすること。
- (3) 受託者は、搬入先の職員の指示に従い、円滑な運搬を図ること。

1 5 安全衛生管理

- (1) 受託者は、従業員の安全衛生に対する意識向上を図り安全の確保と健康の保持に努めなければならない。
- (2) 「労働安全衛生法」その他災害防止関係法令を遵守し、常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、事故等の発生防止に努めること。
- (3) 業務履行にあたり安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な安全措置をとること。

1 6 業務責任者等の選任

受託者は、従業員の中から責任者を選任し書面で委託者に届出ること。

1 7 守秘義務

- (1) 受託者は、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、提出書類等を第三者に譲渡し、貸与してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

1 8 その他

この仕様書に定めがない事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。